



受付時間：平日 午前 8:30～午後 5:15（各都道府県警察本部で異なります。）

※ダイヤル回線や一部の IP 電話からはご利用できませんので、お住まいの都道府県にある[警察総合相談電話番号](#)[\[PDF：284KB\]](#) をご利用ください。

※相談の対応については、その場で専門の相談員が対応する場合や専門の担当部署をご紹介する場合などがあります（各都道府県警察本部で対応が異なりま

す。）。

※土日・祝日及び時間外は、24 時間受付体制の一部の県警を除き、当直または音声案内で対応します。

※通話料は利用者負担となります。

「110 番」とはどう違うの？

「110 番」は、今すぐ警察官に駆けつけてもらいたいような緊急の事件・事故などを受け付ける緊急通報ダイヤルです。年間約 850 万件以上の通報がありますが、実はその約 2 割が緊急対応を必要としない通報で問題となっています。

約 3.6 秒に 1 件の割合（令和 3 年中）で通報が寄せられており、緊急の対応を必要としない用件で 110 番を利用すると、本来緊急を要する事件・事故への対応の遅れにつながり、結果として生命や身体の保護などに支障を生じさせるおそれがあります。

そのため、緊急の対応を必要としない警察への相談は、**警察相談専用電話「#9110」番**を利用してください。

2 相談したらどうなるの？



「#9110」番では、警察に対する様々なご相談に応じています。寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて関係する部署が連携して対応し、指導、助言、相手方への警告、検挙など、相談者の不安などを解消するために必要な措置を講じます。相談者や相談内容が多岐にわたるため、お伺いする内容によっては、例えば、性犯罪被害者あるいは少年を対象とした警察に設置された別の専用相談窓口（[※参考](#)）を紹介するほか、他の機関に